

概要版

第 10 期

桶川市高齢者福祉計画

及び

第 9 期

桶川市介護保険事業計画

【計画期間】

令和6年4月1日～令和9年3月31日

基本理念

高齢者一人ひとりが人として尊厳を持ち
自らの意思に基づき住み慣れた地域で
いきいきと健やかに生きがいを持って
自分らしく暮らすことができる
社会の構築を目指します

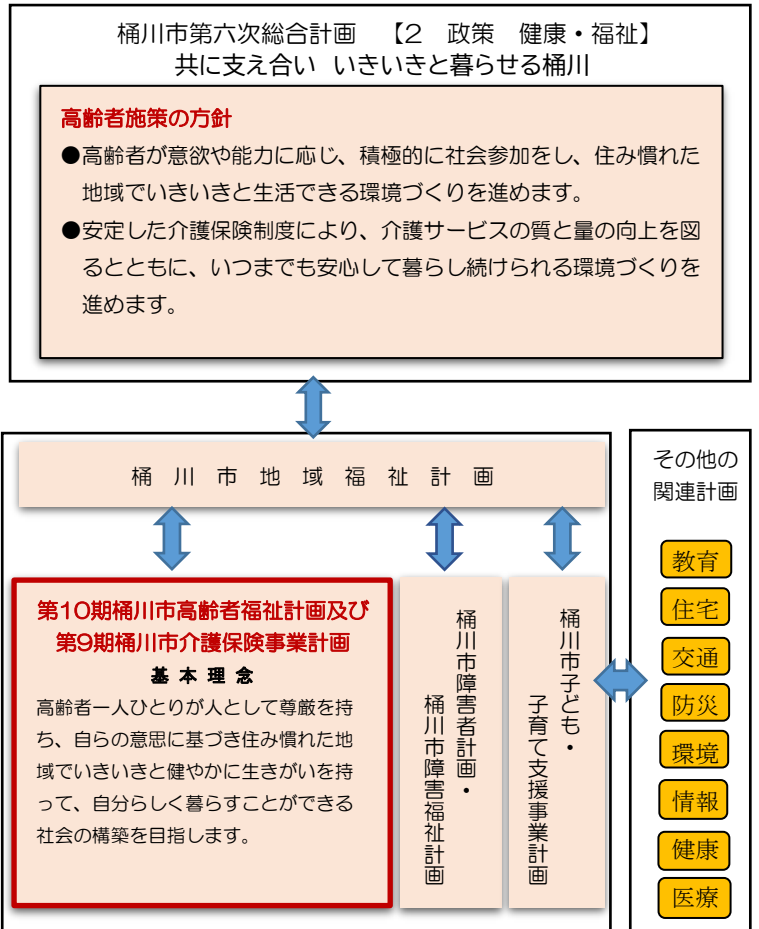
令和6年3月
桶川市

1. 計画の法的位置づけ及び性格

第10期桶川市高齢者福祉計画及び第9期桶川市介護保険事業計画は、「老人福祉計画」（老人福祉法第20条の8第1項）及び「介護保険事業計画」（介護保険法第117条）の位置づけの下、これらの2つの計画を併せ持つものとして策定しました。

団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通す計画となります。

桶川市の高齢者福祉及び介護保険事業を円滑に実施するための計画です。



2. 計画策定に関する社会情勢の変化による課題

団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要があります。

- 日本の令和7（2025）年の姿
- 団塊世代全員が75歳以上に突入
 - 65歳以上の高齢者数 約3,653万人
 - 65歳以上の高齢者が占める割合 29.6%
 - 75歳以上の高齢者数 約2,155万人
 - 75歳以上の高齢者が占める割合 17.5%
 - 世帯主 65歳以上の単独世帯及び夫婦のみの世帯 26.4%

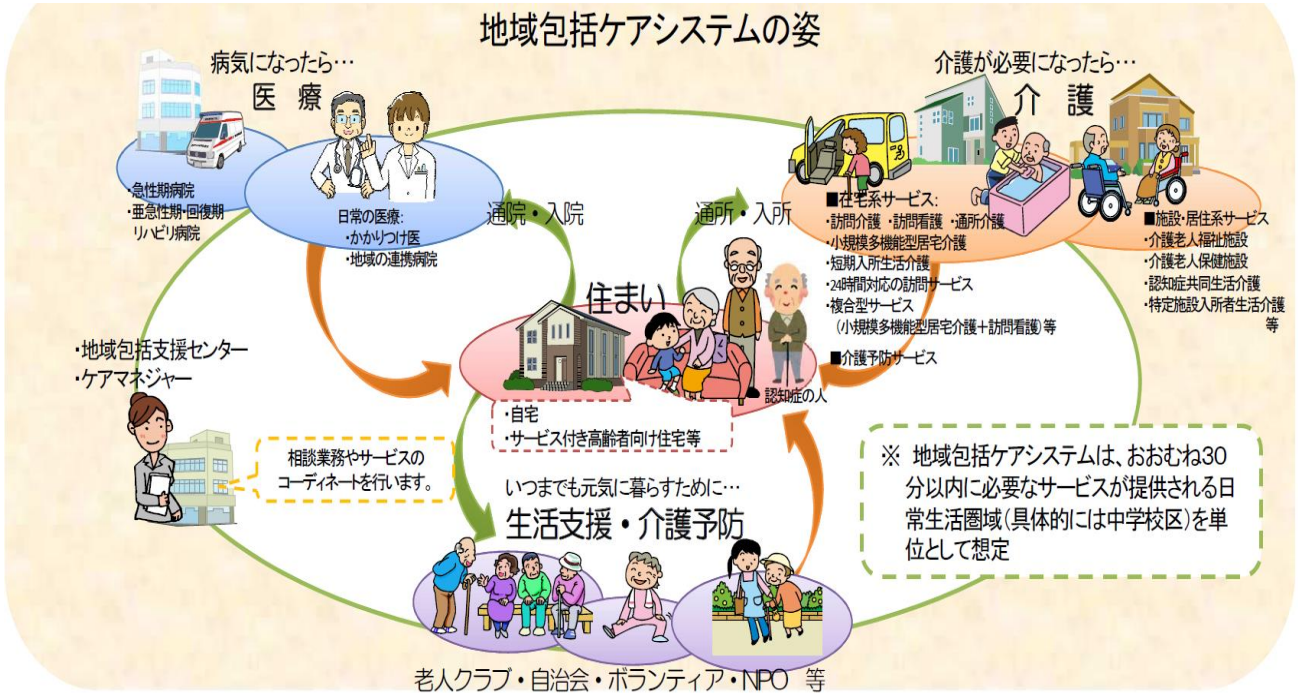
- 日本の令和22（2040）年の姿
- 高齢者人口がピークを迎える
 - 65歳以上の高齢者数 約3,929万人
 - 65歳以上の高齢者が占める割合 34.8%
 - 75歳以上の高齢者数 約2,228万人
 - 75歳以上の高齢者が占める割合 19.7%
 - 世帯主 65歳以上の単独世帯及び夫婦のみの世帯 31.2%

3. 計画策定の方向性

～資源の創出・連携及び介護予防の充実による地域包括ケア計画へ～

本計画は、「地域包括ケアシステム」として、市が中心となって、専門的な医療・介護の連携と、市民の支え合いを含む福祉の豊富な資源を活用し、住み慣れた地域で安心して介護を受けられる包括的なサービスの環境整備を進める計画です。

また、いつまでも高齢者が元気に安心して暮らせるよう介護予防に取り組める体制の充実や要介護者の在宅生活を支えるための地域密着型サービスの更なる普及、推進を図る計画とします。



4. 高齢者福祉計画における圏域 (4 圏域)

本計画では、「日常生活圏域」を基本として、高齢者が住み慣れた自宅や地域で様々な介護サービスを利用して生活を継続していただけることを目指しています。このため、圏域ごとに高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターを設置しています。

圏域	対象地域	桶川市地域包括支援センター
桶川東Ⅰ	東、西、南、北、寿、神明、 国道西側の坂田、国道西側の加納	ハートランド 住所：坂田1725 電話：048-777-7055
桶川東Ⅱ	末広、坂田東、坂田西、篠津、五町台、 舎人新田、小針領家、倉田、赤堀、 国道東側の坂田、国道東側の加納	桶川市社会福祉協議会 住所：末広2-8-8 電話：048-728-2265
桶川西Ⅰ	上日出谷、上日出谷南、川田谷	ねむのき 住所：川田谷5830-1 電話：048-783-5311
桶川西Ⅱ	泉、若宮、鴨川、朝日、下日出谷、 下日出谷東、下日出谷西	ルーエハイム 住所：若宮1-5-2 4階 電話：048-789-2121

5. 政策目標と施策の展開

政策目標	基本施策	取組の柱
I 地域の住民全体で高齢者を支えるための地域包括ケア体制の充実	1 相談体制の充実	① 相談体制の充実 ② 虐待防止、権利擁護に関わる連携推進
	2 自立生活の支援サービスの充実	① サービスの開発・発掘 ② 多様な介護予防・生活支援サービスの充実 ③ 生活支援サービスの充実
	3 医療と介護の連携による在宅継続の促進	① 医療・介護連携の推進 ② 在宅療養の普及・啓発
	4 認知症施策の総合的な推進（桶川市認知症施策推進計画）	① 認知症に理解ある共生社会の推進 ② 認知症の予防・社会参加 ③ 認知症の早期発見・早期対応 ④ 虐待防止・権利擁護
	5 高齢者にやさしい地域づくりの推進	① 多様なネットワークの充実 ② 高齢者にやさしいまちづくりの推進 ③ 地域共生社会の推進 ④ 家族介護者の支援 ⑤ 災害・感染症対策の推進
II 健康でいきいき暮らすための介護予防の充実	6 健康増進のための啓発・事業の推進	① 市民の健康づくりの推進 ② 一般介護予防の推進 ③ スポーツの普及・啓発
	7 社会参加の促進	① 生きがいづくり、社会参加の促進 ② 生涯学習、ボランティアの促進 ③ 高齢者の就労支援
III 住み慣れた地域での生活が続けられるための選択肢の充実	8 在宅を支える介護保険サービスの充実	① 地域密着型サービスの実施 ② 介護予防サービスの実施 ③ 居宅サービスの実施 ④ 生活支援サービスの充実 ⑤ 介護保険サービスの質の向上 ⑥ 低所得者の負担軽減
	9 自分らしい住まいや施設の利用の選択	① 施設サービスの充実 ② 高齢期の住まいの確保 ③ 施設サービス等の質の向上

6. 基本施策ごとの主な取組の紹介

基本施策1

相談体制の充実

- 地域包括支援センターの更なる周知が図られ、総合相談支援事業、包括的・継続的マネジメント、地域ケア会議などの各種取組が適切になされ、安定・定着している状態を目指します。また、令和5年度に設置された中核機関を中心に、高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及や啓発、相談が充実することを目指します。

地域包括支援センター

- 地域包括支援センターとは

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が、ひとつの「チーム」を組んで高齢者や家族の支援を行っています。

- ① 様々な相談に対応します

生活全般の悩みや相談に対し、保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が対応します。相談内容により、適切なサービスの紹介や解決のための支援を行います。

- ② 自立した生活を支援します

高齢者の心身の状態に合わせて、介護予防の支援を行います。

- ③ 高齢者の権利を守ります

虐待の早期発見や防止、詐欺、悪質商法の被害防止、成年後見制度の活用支援を行います。

- ④ 住みやすい地域づくりを支援します

高齢者にとって住みやすい地域にするために、介護・福祉・保健・医療などの関係機関と連携し、地域を支えます。



基本施策2

自立生活の支援サービスの充実

- 生活支援サービスの多様化を図り、個々の状況に応じた適切な生活支援サービスを提供することにより、心身機能のみならず、外出機会の確保、他者との交流を通じて、自立に向けた支援が行われている状態を目指します。また、生活支援コーディネーターが住民主体による活動を支援し、多くの地域で活発な活動が行われている状態を目指します。

介護予防・生活支援サービス事業

- 要支援者や生活機能の低下が見られた方などが利用することができる訪問介護、通所介護などの「介護予防・生活支援サービス」は、市町村の実情に応じて多様化を図ることができます。桶川市では、令和元年度に全てのサービスの類型を創設しました。今後は地域の実情に応じてサービスの充実を図っていきます。

基本施策3

医療と介護の連携による在宅継続の促進

- 医療と介護の関係者が現在の状況を共有し、今後のあり方を協議する場を定期的に確保することで、顔の見える関係が構築され、介護現場での連携の機運が高まっている状態を目指します。
- 高齢者が元気なうちから人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等と話し合い、共有していくアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の取組が普及している状態を目指します。

基本施策4

認知症施策の総合的な推進（桶川市認知症施策推進計画）

- 認知症サポーターの養成は、地域住民を始め、小・中学生などを対象として取り組み、認知症への理解が進んでいる状態を目指します。また、地域包括ケア推進協議会において、引き続き医療関係者や介護事業者との連携体制が図られ、市民に予防事業（予防教室・各種検診）などが普及し、専門的な支援も認知されている状態を目指します。

桶川市認知症施策推進計画

- 令和5年（2023）年6月の「認知症基本法」の成立により、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現が求められています。
本市では、市の認知症施策を総合的に推進するため、この基本施策4を「桶川市認知症施策推進計画」として位置づけています。



基本施策5

高齢者にやさしい地域づくりの推進

- 住民主体の活動を中心に、地域の実情に合った支え合いのネットワークが多く地域で構築されている状態を目指します。元気な高齢者は、支え合いの担い手として関わり、介護予防と社会参加が同時に進められている状態を目指します。また、地域づくりには、高齢者から障害者、子どもを含めた地域共生型の仕組みについても推進されている状態を目指します。
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援に関する知識を深め、社会全体として家族介護者支援が推進されるよう、普及啓発に努めます。
- 安心して生活が続けられるように関係機関と連携し、必要な物資の備蓄や設備等の整備など災害や感染症への対策に努め、特に避難を要する災害においては「避難行動要支援者登録制度」が円滑に活用できるよう推進します。

基本施策6

健康増進のための啓発・事業の推進

- 市民の健康意識が高まり、特定健診の受診率の向上、介護予防体操や健康長寿いきいきポイント事業に取り組む高齢者が増えている状態を目指します。グラウンドゴルフやシルバースポーツなど戸外でわきあいあいと楽しむ光景が目立ち、健康寿命も延びている状態を目指します。

100歳体操

- おもりの重さが調整できるバンドを手首や足首に巻き、椅子に座って手足をゆっくりとしたペースで動かす筋力向上を目的とした体操です。市では、100歳体操を指導できる介護予防サポーターを養成しており、住民主体のご近所型介護予防として、普及に取り組んでいます。「立ち上がりが楽になった」「荷物を持ちやすくなった」「疲れにくくなった」などの効果がみられています。



基本施策7

社会参加の促進

- 高齢化の進展に伴い、高齢者が参加する地域活動や高齢者の就労人口が増大し、高齢者が地域社会で活躍している状態を目指します。

基本施策8

在宅を支える介護保険サービスの充実

- 高齢者の方が、身近できめ細かい介護保険サービスや在宅での介護・医療、認知症支援を、各日常生活圏域で受けることができる状態を目指します。また、質の高い適切な介護保険サービスを受けることができる状態を目指します。

基本施策9

自分らしい住まいや施設の利用

- 施設入居待機者の方については、必要な介護基盤整備を行います。また、地域にとっての施設の社会的意義を考え、地域住民との交流を推進するなど、地域に開かれた活動が一層盛んになるよう促進します。

7. 介護サービス見込量に基づく介護保険料の算定

高齢者人口の増加により介護保険事業費が増加し、保険料の負担も増加します

桶川市では、今後とも高齢者人口は増加し、それに伴い、介護保険サービスを利用する要介護認定者数も増加が見込まれます。この結果、第9期では総事業費が約214億円となり、介護保険基準額(月額)は、6,100円と算出しました。

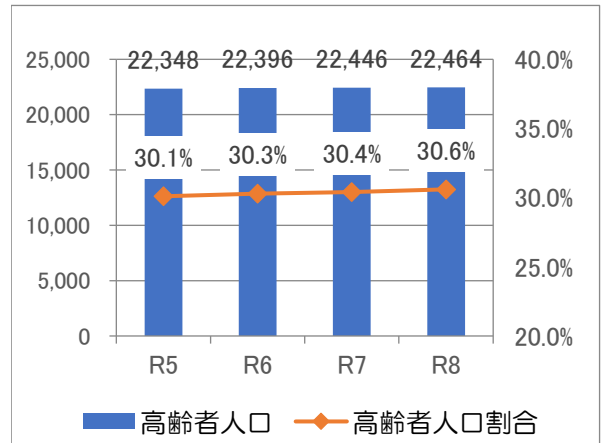
① 高齢者人口(第1号被保険者数)の推計 ⇒第9期:67,306人(3年間)

※保険料算出の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の(地域別)将来推計人口」をもとに算出しているため、右図の実態とは異なります。

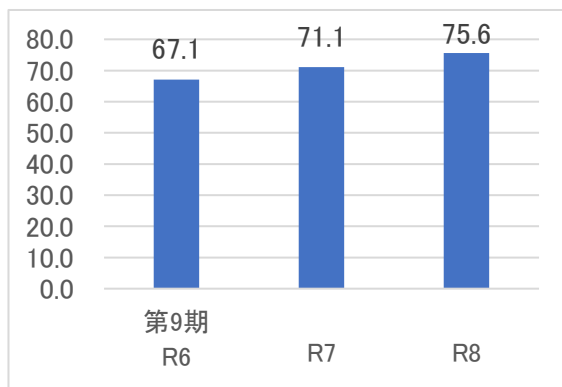
② 要介護・要支援認定者数を推計 ⇒第9期:12,832人(3年間)

③ 介護保険給付に必要な費用を推計 ⇒第9期:約214億円(3年間)

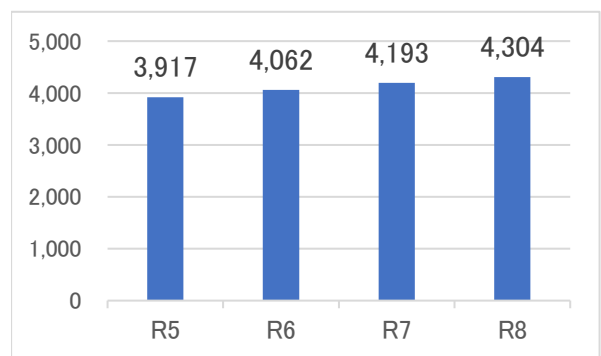
第1号被保険者数の見込みと高齢化率



総事業費の見込み(億円)



要介護認定者の見込み(人)



④ 総事業費のうち第1号被保険者負担分(23%)を第1号被保険者数(3年間)で除算することにより、介護保険料基準額(月額)を算出

⑤ 介護給付費準備基金(保険給付費支払基金)の活用により、介護保険料を軽減

⑥ 第9期介護保険料月額基準額を算出

介護保険料基準額(月額)は、6,100円となります。

※それぞれの負担額につきましては、所得や市民税の課税状況により13段階の区分となります。

●問い合わせ先

桶川市健康推進部高齢介護課

電話 048-786-3211(代表) FAX 048-787-5409

URL: <https://www.city.okegawa.lg.jp>

